

## 第七節 農村の生活と文化

### 1 農村生活と年中行事

白川村歳

近世の社会では、人はまず家族の一員として、家督を継承しているいわば家長の下に属している。そして、その家が生産や生活の単位となつて、村という農業生産上にも行政上にも欠くこ

とのできない集団、村落共同体を構成している。祭礼、水利施設の維持はもちろん租税も村全体に賦課され、村が納付の責任をもっており、村は社会生活の基盤であり、重要事項は家長が寄り合う村寄合で相談され、諸行事も村として進められた。表176は、八部郡白川村の村としての年中行事をまとめたものである。

まず、神事が村の行事として大きな比重を占めていたことがわかる。一年間の神事の役割は、一月四日の大宮神前での行事のあとで定められた。大宮は村の氏神である大歳神社のことで、主な神事には、一月十六日の武射・能舞いの奉納、六月の祇園祭りと大宮夏祭り、八月八日の祝詞などがある。神事の多くは、厄を払い、五穀豊饒を祈るといふもので、村民が寄り合つて役を決め、神事を勤めた。

一月・五月・九月に行う御日待も、神事のうちであるが、会食を主とし、五月の場合はその席で、寺や神

第七節 農村の生活と文化

表 176 白川村の年中行事（宝暦14年（1764））

月 日	内 容	備 考
1. 1	大宮へ御神酒	
1. 3	毘沙門堂の頭修行	
1. 4	大宮神前の頭神事	8月8日の頭人・御面の宿・神事役人を定める、盃事
1月	御役所へ年礼 庄屋役年番の届け	組合村々で出頭
1. 11	講中初寄	伊勢講
1. 16	御面の神事	昼・夜の神事、武射、御面を付け舞奉納
1. 23	御日待	会席
1. 25	御面講立会一飯	
2. 6	祈禱(妙法寺より)	
2. 初午	八幡講	
2～5月	池溝浚え	池仲間へ連絡
3. 1	境日絵図授受	車村と年番で保持
3. 18	下宮神事	八幡講番村で世話
3～4月	伊勢参宮	
3～5月	高附帳書出し 宗門帳五人組帳準備	大坂御番所より八部郡村々高附帳回送
5. 15	御日待	この席で楊梅検分、堂社屋根替え、兵庫道修繕など協議。楊梅は車村と相談、献上の時は御所代官小堀家へ通知
6. 7	祇園祭り	神楽神子雇い
6. 22	大宮夏祭り	
6月	虫送り	庄屋より村中へ触れ回して実施、賄い酒1斗5升
6月土用	絵図諸帳面虫干し	
7. 8	兵庫役屋敷へ柴木送付 夏永日照りの時雨乞い 御陣屋修復入用・用聞料納付	
8. 8	宮頭の祝詞	会席
9月	御日待	会席
9月	祭礼	境内掃除日役
10月	伊勢講後附立参会 年貢米銀・国役銀割賦 状到来	この席で山分け、道造り、社堂修繕など協議 村内小前割準備
	伊勢太夫の回来	初穂米・割木を兵庫伊勢屋へ送付
11. 21	寺開山忌	
11. 25	米寄せ 年貢計り	諸入用米銭徴収、米売却(兵庫へ日役) 再度予告のうえ集米、上納
12. 8	兵庫役屋敷へ柴木送付	

資料：『鷲尾家文書』

社の修繕、道路の補修、楊梅献上の有無などを相談する村寄合でもあった。楊梅献上の有無というのは、村内に産する楊梅の状況をみて、その年は御所へ献上するかどうかを検討するのである。献上は、隣の車村と協議して行われる。献上が決まれば、京都の代官小堀へ通知する。輸送の人足は八部郡の村から徴したという。

生産にかかわる行事としては、春季の池・溝浚え、六月の虫送りなどがある。二月から三月にかけて、雨の降り方をみながら、池の土砂流し・樋の抜き放しを行い、苗代前や五月には溝を浚える。いずれも池仲間として協同行う。六月の虫送りは村中、子供も参加して、村はずれまで害虫を追い出すという儀式化された行事である。日照りが続くときは、やはり村中で雨乞いをした。

白川村は六甲山地西部の山よりの村で、入会山がある。この山の管理上の事は、村として取り扱われる。隣村の車村と入り会っている山の境界を示す裁許絵図については、車村と一年交代で保管する。毎年三月一日に、両村の役人が会合してその受渡しを行い、のち会食する慣例である。

行政的な事務では、春に宗門改めがあり、十一月末に米寄せと年貢の収納がある。米寄せは、村内の諸戸を各戸から集めることである。近世では租税は各人個別にはなく、村全体を一本にまとめて賦課されたそれを各戸に割りつけるのは庄屋の仕事で、各戸は庄屋からその額を指示される。徴収は、予定日が何度も予告されたうえで行われたという。集められた年貢米は兵庫津へ付け出された。兵庫まで二里半の年貢米輸送は、幕府の規定する五里以内となり、村民の負担であった。

十二月八日に兵庫役屋敷へ柴木を送り付けると、村としての行事は終わる。その後は、庄屋が年頭の行事

の準備をして、翌年に引き継ぐ。

このように近世では、村が、神事・水利・入会・租税といった面を中心に、一つの集団として機能しており、村民各戸にしても、村の構成員としてこれらの行事に参加することによって、はじめて生産も生活も成り立っていたといえる。

**伊勢講と** 近世では、村民が共同して行事を遂行する場合、講という組織が結成されることも多かった。

**伊勢参り** ほとんど一村規模の場合もあるが、特定の人々だけの場合もある。たとえば、伊勢講や愛宕講は規模が大きく、武射講などでは参加者は限られる。伊勢講は伊勢信仰・伊勢参りの講であり、愛宕講は火除けの愛宕社信仰・愛宕参りの講で、ほとんどの村でみられた。これに類するものには金毘羅講、高野講、大峰講などがある。村内の行事からむものとしては、武射講、日待講、阿弥陀講などがある。いずれも特定の目的をもつ集まりで、講中といえは、仲間集団を表す代表的な言葉であった。

もっとも多く見られた伊勢講は、伊勢の御師(大夫)の活動が影響している。毎年同じ御師が、お札をもって廻村し、伊勢信仰を広め、伊勢参りのときは、伊勢での宿泊や参詣の世話をす。講では活動の財源として田地をもっている場合も多く、それを小作に出して小作料を講の収入に充てている。

近世においては、伊勢参りには特別の趣がある。とくに宝永二年(一七〇五)、明和八年(一七七二)、文政十三(天保元)年(一八三〇)の「おかげまいり」には各地からの参詣者が群れるように伊勢を目指したという。市域では、宝永二年宇治野村の「いせへぬけまいり」の名簿や、銜原村には天保三年の年紀と「おかげ」という文字の刻まれた灯籠が、村の氏神である大歳神社の入り口に残っている。「おかげまいり」の痕跡を残す



写真 143 銜原のおかげ灯籠  
(大歳神社)

ものであろう。柄杓一本をもって、通行手形も持たず、ふいに出かけていったという「おかげまいり」は特別であるが、村の伊勢講中の参詣は遊山の傾向が強い。講中で資金を積み立てておき、世話人がその年の順番にあたった講中の村人を引き連れて、春三月中旬ころから出発するというのが定例になっていた。

寛政十年（一七九八）塩屋村の伊勢講中の参詣道中をみてみよう。世話人は吉三郎、参加者は他の年より多く、全二五名で、うち一〇名は女性であった。一行が出発したのは三月二十二日、門出まき銭二〇〇文と講中の勘定帳に記されているところからすれば、見送る村人に銭をまいたらしい。にぎやかな出発である。須磨で休憩、兵庫からは渡海船に乗り、その夜は大坂で泊まった。翌二十三日は生駒山地越えて奈良に向かっている。この山道では峠から、女性連だけは駕籠に乗った。これだけで二貫五九六文の出費である。この後もしばしば馬・駕籠を使用しており、その費用は総計八貫五五六文に達している。翌二十四日は奈良宮廻りとあり、案内者に一〇〇文支払っている。案内者の説明を聞きながら春日神社などを参詣して回ったのである。それから南下して、三輪ではそうめんを試食し、長谷で泊まっている。三輪そうめん代五〇〇文と記されているので、全員試食したとすれば一人前二〇文の計算になる。二十五日は新田、二十六日は田尻、二十七日は中河原と宿泊をかさね、二十八日によくやく目的の伊勢に到着した。

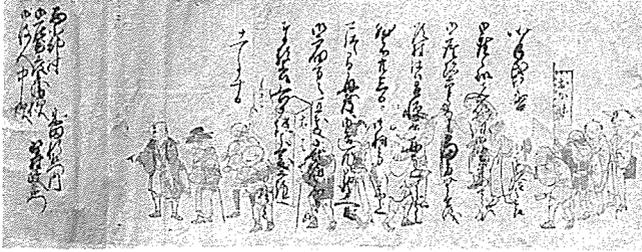


写真 144 御師来田新左衛門書状

伊勢では、参詣から宿泊まで大夫の世話になっている。この支出は、風呂代、茶代、賄い代、祝儀をあわせて、銀二一〇匁ほどである。もちろん神前で神楽をあげ、村の豊饒と安全を祈ったにちがいない。

帰途は往路とは違う東海道廻りをとっている。二十九日に伊勢を出発し、六軒、関、石部と宿泊して、四月二日昼には大津の三井寺前で休憩し、その日のうちに京都に入って宿をとった。三日は愛宕に参詣したらしく、「三八〇文あたご小使」と記されている。

同日は嵯峨泊まり。四日は京大仏前で昼食した後、船で伏見に下り、旅籠「たいこ屋」で便船を待って、大坂に向かっている。この日土産物を調べたとみえ、一貫九七三文の支出をあげている。また伏見からの下りの船では、人数より一人分も多い船賃を払って一間を借り切っているが、これも女性の多い今回の講中一行に対する世話人の心遣いであろう。

大坂からの記事は簡単になり、くわしいことはわからない。船賃、駕籠代、米代にまじって「下向とほこり」の費用があげられているので、旅の終末をかざる宴を催したとみえる。さらに吉三郎ら五人の大坂旅籠代が記されており、大坂に所要のある者が残ったらしい。

享保九年（一七二四）のときは、嵯峨から枚方を通して大坂で宿泊、それから尼崎までは船、尼崎から陸路兵庫へ到着して、兵庫の魚屋で買物のうえ「とうほこり」を行ったとあり、その回によって若干の差がある。また、この両回と

もに、旅も終わりに近づいてから、「かさ」を買い入れていたが、これもその必要があったのであろう。

どの村でも、こうした伊勢講中による参詣がみられたが、その道程や内容にはもちろん村それぞれの趣があった。山間の村の場合は、村境あたりで出迎えの人々と「さかむかへ」の宴を設けている例もあるといった類である。いずれにしても帰村後には参加者が、街道をはじめ京・大坂の見聞を語ったであろうから、伊勢道中そのものが、近世農村文化の一面を担っていたともいえるであろう。

## 2 祭礼の伝統と農村舞台

### 祭礼の伝統

神事は、近世の村にとって、村民結束の重要な場であった。それは一村単独であっても、複数村共同であっても同じである。市域内では、近世以前の慣例で、郷・荘などを単位とする数カ村ないし十数カ村共同で神事が引き継がれているところもあった。任吉神社（任吉）、生田神社、長田神社、海神社、惣社（伊川谷）、住吉神社（押部谷）、八幡神社（平野）、神出神社、淡河八幡神社、六条八幡神社、有間神社などがその例である。その場合でも、各村でそれぞれに鎮守の社をまつり、村限り独自の神事を行っている場合もある。

地域が結束して、新たに氏神を奉祀し、氏子地が分離することもあった。天明期ころに兵庫津北浜町々が、同地の七宮神社を氏神として、また後には同津南浜町々も和田宮を氏神として、生田神社から分かれている。祭礼の神事で最も一般的にみられたのは、武射、御幸、能舞などで、これらを含め神事を世話するため、

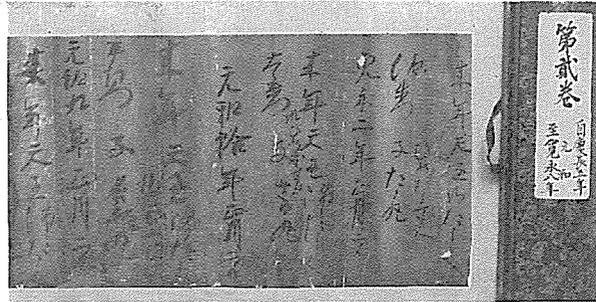


写真 145 石戸神社御頭の記録 (部分)

毎年頭人が定められた。頭人は村を構成する基本となる家の主人から選ばれる。

武射は、的を矢で射ることによって厄を払う神事である。その射手には一定の手続きで村中の若者が選ばれる。武射の神事を、たとえば、八幡宮を氏神とする多井畑村の例で見ると、村には武射講というこの神事のための組織がある。講は八幡田という田を有し、これを講中で耕してその作米を費用にあてることにしていた。武射は毎年二月初午の日に行われる。その一七日前に当事者は講宿へ会合し、巻藁を作り、小謡小寄舞を勤める。

これが巻藁の神事で、その後は毎夜弓の稽古を続け、初午前日には矢場を清掃し、夜は的を張り、小謡小寄舞を奉じて的の神事を執り行う。当日は、朝神社へ参詣し、講宿で神酒・飽飯さかひをいただき、小謡小寄舞の式を勤め、正午より武射の神事にかかる。その夕には再び講宿に集まって夕飯をとり、その夜半には神酒をいただき、小謡小寄舞の式を勤めて、武射の神事は終わる。当事者は、この一七日間特に精進潔斎に勤め、家業に励み、年長者への礼を守り、行儀を正すことに心掛けるものとされた。

御幸は、夏か秋にその神社の例大祭として、氏子地に神座を回し、村民の平安、五穀豊饒を祈願する神事である。「馬かけ」の神事をこの時に行う場合もある。雨乞いにも御幸を執り行うことがあった。

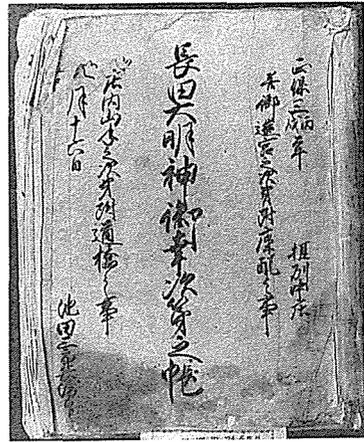


写真 146 長田神社「御幸之次第」  
(表紙)

御幸の行列にはそれぞれ定まった次第がある。長田神社は、池田・西代・西尻池・東尻池・長田の中庄五カ村が氏子で、正保三年（一六四六）の雨乞い御幸の時は、前記五カ村から出た役者二〇人を先頭に、鼻長・みこ・いちが続き、その後、東尻池（年寄衆は上下に竹杖、他は袴着・西尻池（同）・西代（年寄衆は同じ、他は愛宕参りの装束）の村衆、ついで禰宜、池田村年寄（上下に大小刀差し）、神興、神主、神興、神主、禰宜、と進み、その後、妙法寺・勝福寺の供僧が随従した。お旅所は野田村の長柄にあり、到着すると、神主・禰宜が御供物を盛り、鼻長が悪魔を払い、供僧が祭文を読み、茅の輪ぬけを行い、いち・みこが神楽を奏して神をいったん送り出した後、帰座を待って帰る。この場合、いちが兵庫のこじょうろが、みこは須磨の宇兵衛らが受け持ち、お旅所での棚・薦の用意は須磨の前田家が行い、飯屋は野田村が準備するなどいくつかの慣例があった。

生田神社の氏子は、葺屋庄（熊内・中尾ほか）・福原庄（神戸・花熊ほか）・上庄（荒田・夢野ほか）の村々、兵庫津などであったが、同社の御幸の次第については変遷がある。まず寛文三年（一六六三）に御幸に供奉する氏子村の順番をめぐる論争が起こって、以後順番はくじ引きで定めるように変更された。また元文二年（一七三七）には、それまで祭礼のたびに神興かきにたずさわってきた皮多の人々が、神興の新調を機にそのかき役を止められたことに端を発する変更がある。皮多では従来慣例を守ろうとして大坂町奉行所に出訴した。

奉行所では京都の吉田家に聞き合わせたうえ、そういう慣例は社法にはないとして、皮多の主張をいれず今後は互いに行うよう裁許を下した。その結果、従来の慣例は変更されて、神輿かきは氏子村持回りとなり、この面では皮多への差別が一段と強められている。こうして次第に近世としての御幸の式が固められていった。祭礼の日は、境内に軽業・手鞠取りなどの見せ物や茶屋・店屋がならび、参詣人にぎわったという。

能舞を奉納する神事の例では、前記白川村の年中行事であげた御面講や、現在もなお受け継がれている車村の翁舞などが代表的なものである。ともに御面の行事で、能面をつけた能の舞を、村の平安と豊饒を祈って奉納するものである。

車の翁舞は、氏神である大歳神社の舞殿で、毎年一月十四日夜に行われる。文久二年（一八六二）の「御神事勤方之控」として翁舞の台本が残されているので、その頃も専門の能役者ではなく、村民が翁以下の役者や地謡、囃子方を分担して勤めていたことが知られる。昭和五十年（一九七五）兵庫県重要無形文化財に指定された。

山田庄地区には、七社宮・八幡宮の神事に「馬かけ」がある。この神事はまず「塩かき」の行から始まる。例年九月八日乗手と村惣代が、早朝に出発して兵庫津に至り、七宮神社の浜で身を清めるという行である。そして十日には七社宮で、十一日には八幡宮で、馬を駆ける射る行事を執行する。神事の世話は庄中一三カ村の内て組を作り年番で分担した。

淡河地区の八幡神社では、一月十七日に「御弓」の神事が行われた。いわゆる武射と同様の神事で、一村



写真 147 近江寺鬼追い

から四人ずつ出て的を射た。昭和四十五年県の無形民俗文化財に指定されている。

明石郡の多聞寺、太山寺、性海寺、近江寺、美囊郡の石峰寺などでは、例年一月に鬼追いの行事が行われた。たとえば近江寺では一月の修正会のとぎ十日、十一日と行われたように、これは国家隆昌、悪疫打ち払いの行事であった。

同じような鬼追いを、長田神社では例年一月十六日薬師殿において、天下泰平五穀成就を祈願する鬼会神事として執行されている。

明石郡に多  
い能舞台

西区平野町慶明の八幡宮には今も能舞台があるが、享保年間に作成されたとみられる「明石記」によれ

ば、その当時に藁葺きながら舞台の建てていたことが記されている。同記には、当時舞台が存在していた神社として、市域でいえば、池上の惣社、宮前の春日社、細田の住吉社、長谷の諏訪社、神出の牛頭天王社など八カ所があげられている。いずれも近世以前の郷・荘域にかかわるような神社で、その規模は間口・奥行とも二間ないし三間の能舞台である(表17)。

ところで、同記中の中尾村(明石市)住吉社の舞台には、「小笠原忠政公建立」という注記がなされている。小笠原忠真といえ、元和三年(一六一七)明石に入部した大名である。この忠真は、幕府の命を受けて明石城を新しく築いたことでも知られるが、その時、新築の明石城内に、能舞台を建てている。そして、京都か

第七節 農村の生活と文化

表 177 明石郡能舞台の分布 (享保ころ)

村名	神社	舞台
池上村	惣社	舞台 (2間×2間半)
福谷村	妙見宮	舞台 (3間×3間) 藁葺, 楽屋 (2間×2間)
二屋村	若王子蔵王権現	舞台 (2間×2間) 藁葺
長谷村	諏訪大明神	舞台 (3間×3間) 藁葺
宮前村	春日社	舞台 (3間×2間), 橋掛り (4間×7尺) 瓦葺, 楽屋 (3間×2間) 藁葺
細田村	住吉大明神	舞台 (3間×2間), 橋掛り, 楽屋 (2間×3間) 瓦葺
慶明村	八幡宮	舞台 (3間×2間) 藁葺, 橋掛り (5間×7尺) 瓦葺 楽屋 (3間×2間半) 藁葺
神出田井村	牛頭天王	舞台 (2間×3間), 橋掛り (4間×1間), 楽屋 (2間×2間半)

資料: 「大井家文書」

ら能役者寺本理右衛門らを呼び、しばしば能を上演したという。忠真自身も金春七郎について能の稽古をし、のち理右衛門ほか多数の役者を召し抱えたほどの好き者であったから、領内の神社に能舞台を寄進するくらいのは十分想像できるであろう。その後領主が松平家に替わってからも、城内で催された能に、各村の庄屋などを招いている例があるところからすると、能を愛好する藩風は以後もそのまま維持されたとみえる。

一方、村の神事としても、御面講のように能の舞が奉納されることは、かなり一般化されていたから、神社と能の結びつきは深く、明石藩は、神社に能舞台を建立することは奢侈を戒める禁令には触れないという判断で容認したものであろう。明石藩領に属していた市域では際立って能舞台が多い。

北区の浄瑠璃・歌舞伎の舞台については、兵庫農村舞  
 瑠璃舞台 台調査団の報告によると、墨書などによって時代

の確認できるものには、北僧尾村殿島神社の長床、上谷上村天満神社の拝殿、下谷上村天彦根神社の長殿、原野村八坂神社の長床などがある。建物は、いずれも拝殿とか氏が神事に会合

する場である長床とかと称されており、もともとその目的で建立され、舞台にも転用されたとみられる。

北僧尾村は美囊郡にあり明石藩領であったから、その殿島神社境内に、能舞台ではなく浄瑠璃舞台が存在していることは、明石郡の例からみてやや趣向があわない。現存するこの建物も、村で称しているようにもともとは長床として建てられたもので、それが舞台にも転用されたということであろう。構造の上からも内부는長床であって、回り舞台などの機構はなく、外へ張り出すかたちで舞台にも利用できる「バツタリ」が付けられている。舞台として利用されたことを示す構造は「太夫座」で、これも付け足したような張出しになっている。この長床の鏡柱には「安永六四年正月吉日たち申候」との墨書があつて建立の時期を特定できるといふ。この長床は昭和四十五年、農村歌舞伎舞台として県の重要有形民俗文化財に指定された(口絵8)。

原野村八坂神社の長床は、昭和三十七年解体されて残っていないが、回り舞台の装置があり、太夫座も設けられていて、残されていた墨書から天保三年(一八三二)以前の建築とされている。

下谷上村天彦根神社の長殿は、棟札に「拝殿一宇、右為当邑繁昌諸人快楽殊施主大願成就也、上棟天保十一年庚子年四月廿二日」(部分)とあつて、拝殿として建てられたことがわかる。しかし、当邑繁昌、諸人快楽のためにという願文からすれば、舞台にも利用できるように設計されていたと推量される。舞台としては、回り舞台や太夫座を備え、花道の一部を裏返して橋の舞台装置を現出させる珍しい機構を有しているという。昭和四十三年国の重要有形民俗文化財に指定され、その後火災にあつたが再現されている。

上谷上村天満神社の拝殿は、棟札に文久三年建立「雨覆」と記されているが、奈落が設けられており、舞台としての趣が強く、床几回しと呼ばれる場面転換用の二重台四台が附属している。昭和四十六年県の重要

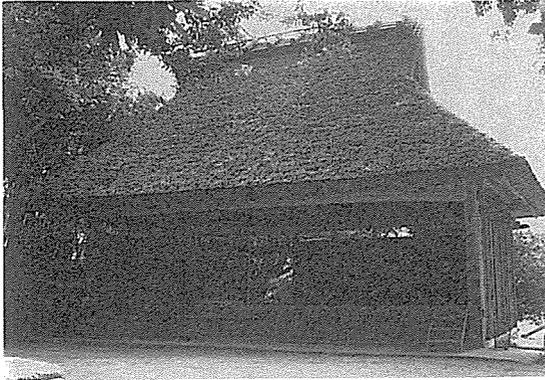


写真 148 上谷上農村歌舞伎舞台（天満神社拝殿）

有形民俗文化財に指定された。

また藍那村では、文化九年（一八二二）に長殿を建立した時の普請入用の内訳に、「舞台繕い作料」「舞台屋祢葺老工縄百尋代」などとあり、この長殿も舞台に転用できるものであったといえるであろう。

六甲南麓地域には農村舞台が見られない。兵庫津の定芝居はこの例ではないので除けば、わずかに神戸村三宮神社に幕末期にさかのぼって「シバイ」のあったことが推測される程度である。

一方、享保ころの「明石記」には、栄村に「操座本二軒」、和坂村に「操座本当村に有り」とみえ、人形浄瑠璃の座元のあったことが知られ、宝暦ころの『播磨鑑』にも加西郡高室村・鶉野村・栗野新村には「歌舞妓役者有テ諸国へ出ル」などあるので、こうした周辺地域の役者による上演が予想される。

しかし一般的には、触れ書や五人組帳前書などに、たとえば「能あやつり相撲又は狂言、その外見せもの類の芝居つかまつらせまじく候」などとあって、農村での歌舞伎役者などによる興行はとめられていた。したがって上演は、祭礼やその他特別の名目をつけて申請されたであろうが、文政五年（一八二二）山田庄地区では、法度を無視して若者たちがおどり狂言などを興行するので、郷中村々の庄屋年寄組頭相談のうえ、花は出さない、もし出した

場合は一貫文の罰金を課すと定めていることからすれば、当時無断で実施されることもあったにちがいない。こうした若者連の行動を支えた村の雰囲気は、前記原野村八坂神社長床に残されていた「天保三〇卷月吉日、傾城狭妻櫛、恋女房染分手綱、大当り々々、囃子方芳邸寿蝶」の墨書に示されているように、その上演された外題や、それが村人にうけていかにも好評でにぎわったらしい様子、囃子方芳邸寿蝶の当之无愧を取ったうれしさなどのなかにもよくうかがえる。

また年代は不明であるが、魚崎村では個人の屋敷を借用して、座敷浄瑠璃が興行されている例がある。十月中旬連続四夜にわたって、豊竹嶋太夫・竹本越太夫ら六人と三味線鶴沢万吉ら四人が出演している。手書きの「御歴かたがた」にあてたその案内状からは、酒造業ほか有力旦那衆の存在が背景にあって、やや内々の小規模な催しという印象を受ける。

化政時代には都市を中心として、芸能ではとくに演劇の面で爛熟期を迎えたといわれる。文政八年の「諸国芝居繁栄数望」では、全国の芝居を番付けしているが、そのころ芝居は、三都のほかにも名古屋・和歌山・岡山をはじめとする城下町、堺・大津など交通の要衝地にもあり、市域では兵庫はもちろんその周辺では明石・小野などにもみえ、地方への広がりを読み取ることができる。そうした時代的傾向が、農村においても、舞台を作り、上演しようとする動きになって現れているのであろう。

## 3 庶民文化の諸相

## 庄屋の蔵

## 書目録

庄屋は社会的にも経済的にも村の上層にあって、村政の責任を負っていたことは論をまたないが、また文化や教育の面でも果たしていた役割は大きかった。庄屋家に伝えられている近世の出版物をみてみよう(表178・179)。

まず、儒学の基本図書である四書の類が目につく。『論語』『孟子』のほか『小学』などはほとんどある。孟子の多いのも一つの傾向であろう。しかしその他の漢籍は家によってかなりの差があるのは、収集した当主の趣向によるとみられる。和本の読物も多い。『太閤記』『通俗三国志』から『東海道中膝栗毛』『和庄兵衛』『自来也』まである。和歌・俳諧の書も多いが、家による差も大きい。それに『実語教』『女大学』『千字文』『文章鑑』などは寺子屋での必修科目といったところであろう。節用集や字典も必携書の内とみえて大抵ある。浄瑠璃、謡曲のうたい本も多く、その量からみると、最も親しく口ずさまれた類としてあげられる。茶道や生け花の手引書も、冠婚葬祭を自宅で行っていたことを考えると、必要な教養書であったろう。『医療手引草』や『普救類方』などの医療書もかなり残っていて、普段の予防や応急のために自学自習しようとする気分のあったことをうかがわせる。

これらの蔵書は、学者の学問研究のためのものでないことは明らかである。日常生活のなかでの一般教養や趣味、実用のものである。しかし読み書きそろばんはもちろんのこと、これら蔵書にみる趣味も嗜む豊か

表 178 大庄屋家の主な蔵書目録 (明石郡細田村大西家)

漢籍	孟子 (序～巻七)	寛文 7	かりの行かひ	享和 2
	孟子集註	寛文10	六百番歌合夏	承応 1
	小学外編	延宝 4	袖中和歌六帖 (上, 下)	寛政 9
字典	増続字林集音韻大全	寛政 9	六帖詠草 (春夏秋冬)	文化 8
	大全早引節用集	文化 2	和歌八重垣 (二～四)	享和 1
読物	釈迦八相物語	寛文 6	六条家二代和歌集 (上, 中, 下)	文化11
	清水物語上	天和 1		
	大坂物語下	寛文12	小町家集 (上, 下)	文化10
	通俗漢楚軍談巻五	天保 8	教養 女今川教訓状	弘化 3
	通俗三国志巻五十	寛延 3	女大学	宝暦 1
	徒然草大全上 (一～四)	延宝 5	女節用集	寛政 1
	徒然草大全下 (一～三)	延宝 5	千字文	貞享 3
	倭小学 (巻之一～巻之六)	万治 2	傍訓千字文	文化 2
	和語善生経	文化 1	商売往来 (写)	天明 7
	知心弁疑	安永 2	手習文章範	天保10
	ことばの玉の緒 (六, 七)	寛政 4	村書文章御手本 (写)	天保13
	続たわむれ草	享保14	饗膳図式	享保14
	座談随筆	明和 8	五節句飾図	享保14
	続さんげ袋巻之下	宝暦11	茶湯床飾図	享保14
謡曲	高砂・熊野他	享保18	大道具	享保14
	竹生島・三井寺他	享保18	医療手引草上編 (乾, 坤)	明和 9
浄瑠璃	江戸文七髪結男作五雁金	寛保 2	民家分量記 (一, 四, 五)	享保12
	有職鎌倉山	寛政 1	暦	寛政 1
和歌	歌枕秋のね覚 三	正徳 4		

表 179 庄屋家の主な蔵書目録 (菟原郡岡本村井上家)

漢籍	孟子	享保 8	南都名所記	文化 2
	大学		教養 実語教童子具註抄	天保14
	中庸		女中嗜日用宝	天保14
	論語		女節用集	享保14
	韓非子解詁全書	嘉永 7	女節用文字袋	宝暦12
字典	改補四声字林集韻大全	寛政 3	安政用文章全	安政 4
	新增字林玉篇	天保14	女教文章鑑	寛保 2
読物	繪本譬喩節	天明 9	諸通文鑑 (上, 下)	享和 3
	自来也 説話 後編二	文化 4	消息文	安政 2
俳諧	俳諧 三尺の鞭	宝暦 3	筆道早合点 下	寛政12
謡曲	三輪	元禄 3	世話千字文	弘化 3
	山姥		算学稽古大全	文化 5
	芦刈		算術稽古本	元治 2
浄瑠璃	浄瑠璃早合点	天保11	さし花松のみどり	文政10
音曲	はやり音頭兵庫ぶし		生花早満奈飛	天保13
	三味線歌数覚	享和 2	方鑑図解	天保11
	琴曲千代の寿	天保13	方家図説 (上, 中, 下)	文政 3
紀行	蝦夷記聞 (巻之上, 下) (写本)		増補卜筮盲杖	安永 5
	津縣記聞 (巻之上, 下) (写本)		普救類方	
	東海道名所図会	寛政 9	牛病	



写真 149 大塩平八郎(中斎)書状(逸見仙二宛)

な教養人が、どの村にも幾人か存在していたということ、さらには多くの村に寺子屋があり、村内児童のすべてが寺子屋へ通うことができたというわけではないが、読み書きを習うことのできる環境が存在していたというのが、近世農村のもっていた文化水準でもあったといえよう。

寺子屋のほかに学者の塾がまったくなかつたというわけでもない。宝永〜享保期の魚崎村にあった山本信義(復斎)の塾は、数少ない学塾の一つであつたろう。しかしこうした塾は一時的で、学ぼうとする者は、やはりこの復斎が京都の浅見綱齋に学び、あるいは車村の逸見が大坂の大塩平八郎に就いたように、京や大坂の塾へ行くしかなかつたであろう。

**家長の残し** 村役人などを長年勤めて人生をみつめた人のなかには、子孫へ書き

**た処世訓** 遺そうとした処世訓の類がある。正徳期に庄屋として、村山をめぐる

訴訟に村内をまともめ、江戸まで出て活躍した東尻池村の三郎左衛門が書き残した「心ざしの一通」では、まず家族については、夫婦は仲良くし、親を敬い、子をあわれみ、召使いの者とも手をならべて業にたずさわるようにすれば、実不実はおのずと相手に通じて家がおさまると説き、自分一個については、賭勝負は身の破滅の基となるので避けねばならないが、世間知らずの井のなかの蛙となることもまた戒め、身形や態度で人のあざけりを受けることはなおさら「口惜しき恥ならずや」と

してその自覚を促し、たとえ仁義礼智信には及ばなくとも、義理堅く恥を恐れ身の行いを慎むよう諭している。

また文政期の綿の国訴に八部郡の代表として名を連ねている白川村の庄屋佐左衛門は、「以心口残 一子伝」を書き残している。はじめに「我身の大切なることを知るべし」と説き起こし、見聞を広め、読み書きを習うのはもちろんのこと、身を治める根本になる信(まこと)の尊さを、事あるごとに反復して認識を深め、邪気が消え去ったとき、言行は誠心よりでて、依怙なく懈怠なく、世も広々と、諸道万数に至る近道であるとし、よく工夫するよう勧めている。また利得のことについては、貪欲や奢りは家内不和のもとになり、他人にまで損失を掛けるとして戒め、働かないで儲かるようなことには「疾」や心の苦しみが伴うものであり、利益をたくむと邪智に陥るといふ。働き相応に儲けのあつて「疾」のないのがもっとも良いが、もし土地が悪くて利得の少ない場合、たしかに「失」ではあつても、働きようによっては利得も生じ、「失」は少ないものである。実の損失というのは、病疾・焼失・流失・非道・喧嘩の類であるといふ。社会国家については、「段々と下あつて事を調べ、段々に上あつて国民を鎮守」すと観じ、国のため人のために、心を働かし行動するのも働きのうちとしているが、ただ家内を養うことだけ考えて暮らせる世なら、不足をいうべきではないとも説いている。

ここにいう恥を知る自分、身の大切なることを知る自分にみられる個我的形成は、一個の家長としてのそれであるが、近世の村がいわばこの家長を単位として構成されていることからすれば、この家長としての個我的自覚はもっとも近世的な思考の発露ともいえる。

第七節 農村の生活と文化

表 180 『太夫桜』『福原鬢鏡』の市域在村作者

肩書き 地名	『太夫桜』	『福原鬢鏡』	
深江	正信 春鏡 由山 出船		
青木	利安 中真 萬下 柞笑 友雪 橋舟	利安	春の夜の目出たひ夢のつげ野哉 (都賀野)
魚崎	友知	友知 利定	くつばみや駒がははやしの鐘の音
灘山路	重成 包宥	重成 包長	追手ハ梅捕手ハ上の山桜 笛を忘れ給ふハ若気の桜哉 (若木の桜)
灘の住	友行 盛張 展方 盛保		
神出	益民		

俳諧・和歌の仲間 俳諧は近世においても、最も庶民的な文芸として親しまれた。延宝八年(一六八〇)須磨寺の開帳を機に刊行された案内書『福原鬢鏡』や『太夫桜』は俳諧を集めた談林派の句集とみられるが、その作者のなかから宗因や西鶴を除いて、市域にかかわる作者を拾うと、兵庫が多いなかに、周辺農村地域からも句を寄せている同好者が二〇人を超えている。肩書の表記は不統一ながら、その同好者をまとめ

てみたのが表180で、その作者は魚崎・青木・深江に集中していることがわかる。両集ともに見えるのは四人で、うち二人は灘山路氏とあり、おそらく魚崎村の山路と推定されるから、この人々を中心にして新興談林派の仲間がこの地域で形成されていたとも想像できる。

安永二年(一七七三)刊の『俳諧新選』では熊内村の栄滝ら四人、花熊村の一和などの名

がみえ、脇浜村の赤坂桃葉には子息桃舎が追善集『ひとへけし』を寛政八年（一七九六）に刊行しているし、また原田村の竹比は、延享四年（一七四七）に摩耶山奉納発句を興行し、『ちゑの箭』を編んでいる。これらの句集では、その俳風も自然や人事を見つめたものになり、やがて蕪村やその門人大魯、几董などと灘の酒造家や兵庫の商人との交流が深まっていく。そのもっとも代表的な例に、大石村の土川とその一族の士喬、士巧、士流などの俳号をもつ愛好者があげられる。敏馬神社に残る天明三年の俳諧奉納額では、桃葉がその撰者の一人となっていて、大石・新在家・岩屋・河原・筒井・脇浜など地元の人々の句を集めており、愛好者の層の広がりを示している。

また、旅のすえ東須磨に移り住んだという俳人榎尾西月の影響もあったとみられるが、後期には須磨周辺では、芦笛と号した多井畑村の鷺尾喜兵衛や東須磨村の友国容肅などが活躍しているし、押部谷の近江寺には俳諧の奉納額が残されている。

前記庄屋の蔵書目録にも俳諧書がみられたし、俳諧同好者にも多井畑村の鷺尾、東須磨村の友国など庄屋家がみえ、また魚崎村の山路や大石村の土川は酒造家であり、とくに土川は、蕪村やその門人來訪時の世話を引き受けていて、やはり経済的にも安定していた地方有力者層が、近世俳諧の盛行を支えた裾野であったことを証している。

俳諧に比して、和歌のほうが修めておくべき教養としては重視された傾向がある。それだけに有力な商人や地主の家庭では女性にも勧められたが、歌風は伝統的な趣向が一般化していた。近世後期には、賀茂季鷹が来遊し、生田村の野近吉左衛門、熊内村の山西小左衛門、白川村の藤田伝祝（佐左衛門）らが師事し、のち

布引滝途に歌碑が建てられている。また、国学が隆盛になるにつれて、和歌にも新風が吹き込まれ、幕末期には兵庫津の南条利愛ら三兄弟をはじめ、鈴木重胤・大国隆正・野之口正武らと交流のあった神戸村の橋本邦直、走水村の間人近直・近正、生田神社の後神秀熙、二ツ茶屋村の高浜善右衛門、東尻池村宝満寺の宗信、熊内村の中西為子などの活動がみられた。

#### 4 生活習俗と家

##### 冠婚葬祭

人の一生のうちで大きな儀式といえば、近世においてもそれは婚礼と葬儀であった。残されている記録のうえからもこの二件の場合は多く、それを裏付けている。このうちとくに婚礼を採りあげてみよう。当時婚姻は家系の存続という側面が強く、個人よりも家が重視された。

婚姻は、両家の中を仲人が取りもって承諾されると、結納が交わされる。嫁側から送られた道具の「目録」も残っていることがある。婚礼は婿側の家で執り行われた。式次第の記録は少ないが、その時の料理の記事はわりに多く残っている。村の庄屋級の家の場合をみてみよう。

道具が運び込まれた時は、その宰領以下の人々に料理が出される。のし餅・青昆布などの雑煮、伊勢えび・ちくわ・昆布を盛りつけた硯蓋、造りの鉢、吸い物、ひたしもの鉢、焼き鯛の鉢、みかんを入れた錫鉢といったところである。

婚礼当日の料理は、まず大根・小芋・串子などを煮た雑煮、これには田作りこ・勝栗がそえられ、数の子



写真 150 「婚礼式祝帳」(表紙)

・牛蒡の小皿、吸い物が出され、酒が入る。ついで玉子・長芋・昆布などを盛った広蓋以下、吸い物にはまぐり・鯛・鴨の三椀、鉢は鶉のたたき、浜焼き鯛、ひたしもの、白魚や松露、赤貝、こんにゃく、そのほか煮物など九つに、鮓の猪口ほかが続いたあと、本膳が出る。本膳は膾皿(魚・赤貝・大根)、へぎ(はじかみ)、汁(わかめ・芽うどほか)、飯、青物五種、平皿、菓子椀、焼物(鯛)などである。そして部屋見舞いの、雑煮、硯蓋、鉢、飯、猪口、菓子椀で終わる。種類は多いが、材料は近辺で手に入るものである。

婚礼への贈り物もそれぞれの人によって様々であるが、白羽二重、博多帯、白加賀などから、風呂敷、餅米、杉原などの紙、酒などがよく使われている。

このほか贈答に関する記録では、出産、初節句、元服、四二歳・六〇歳の祝いや、疱瘡見舞い、留守見舞い、餞別などの記録が残されている。元服はいわば子供の姿を改めて一人前になる儀式で十代後半に行われる。この時適当な人を頼み、「まえおろし」すなわち髪型の前髪を剃り落としてもらう。四二歳・六〇歳の祝儀は節目の年無事通過の賀である。これらは何らかの形で現在にも継承されている。

疱瘡は天然痘のことで、近世では罹病する確率は高くおそれられた。その予防のため蘭方医の努力によって種痘が実施されるようになるのはようやく幕末の頃である。また留守見舞いというのは、たとえば伊勢参宮などで主人が不在の時に、残された家族を見舞うという類のものである。

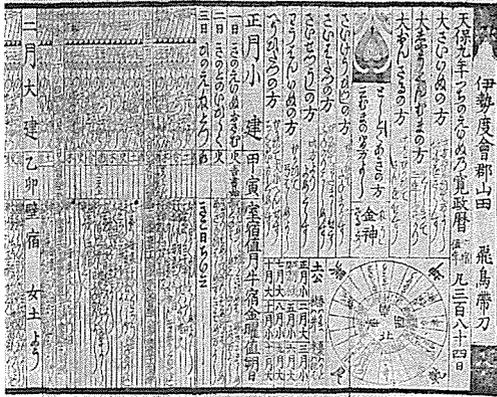


写真 151 曆 (部分)

当時ではこうした時、隣近所や親戚から金品が贈られた。残されている覚帳などでその内容をみると、出産での鯛や紅木綿・四身綿入れ・まくらがや、節句での太公人形・具足台・高張提灯、元服での白足袋・紙など、疱瘡見舞いではいろいろな・鯛らくがん・あめなどが記されており、やはりそれぞれに趣があって、当時の雰囲気かしのばれる。

暦と度量衡

近世の暦はいわゆる陰暦で、月の朔望をひと月の基準に置き、大の月三〇日、小の月二九日を原則とし、季節がずれてしまわないように適宜年に閏月を置く(閏年)という太陰太陽暦

の暦法によっていた。例えば文化八年(一八一二)は閏年で、大の月は閏二月のほか四、六、七、九、十、十二月、そして文化十年もまた閏年で閏月は十一月、大の月は一、三、七、九、十、十一月、十二月といった編成で、暦がなければ日取りは数えられない。暦の刊行は京都や伊勢で行われ頒布された。市域でも近世の暦は残されているが、その多くは伊勢度会郡で刊行された折本式の暦である。日ごとに干支を記し、「たねまきよし」「たうえよし」「くさかりよし」とか、あるいは「くらたてよし」「ふねのりよし」「く多日」(万事に凶の日)「てんおん」(福のある吉日)といった類の記事が添えられている。「初午」「庚申」などをはじめ、年中行事や農作業などの日取りも、こうした暦によって立てられたのであ

表 181 上野村の升所有状況  
(嘉永元年(1848))

所持 升数	戸数	内 訳		
		1 升	5 合	1 合
5 個	1 戸	1 個	2 個	2 個
3	4	4	5	3
2	9	8	6	4
1	36	23	11	2
合計	50	36 (50.7%)	24 (33.8)	11 (15.5)

(注) 升を所有していない戸数6を加えて全村56戸。  
資料:「坂本家文書」

ろう。幕末期欧米諸国との交渉が始まると、太陽暦と一々比定する必要が生じた。そのずれは例えば兵庫開港は西暦では一八六八年一月一日であり、日本の暦ではその日は慶応三年十二月七日にあたるといった形である。

度量衡はもちろん尺貫法で、例えば秀吉によって升目は京升に、一反は三〇〇歩(坪)に統一されたということは周知の通りであるが、全国に統一規格が浸透するには年月を要した。その後幕府は、秤に關しては承応二年(一六五三)閏六月五畿内を含む西国三三国は善四郎秤(東国三三国は守随秤)を用いることを触れ出し、秤の製造販売をこの神(善四郎)家と守随家に限り、以前より所持する秤の検定をも命じた。また安永六年(一七七七)八月には西国三三国の秤改めについて、神善四郎方より巡回の節は、秤を隠匿せず受検するよう触

れている。また升に關しては、寛永十一年(一六三四)幕府は京都の福井作左衛門(中井家配下の大工棟梁)に升御用を命じ、以後この升(一升の容積四寸九分×四寸九分×二寸七分)を京升として使用させた。江戸においても寛文九年(一六六九)二月と九月にこの京升を用いるよう触れ、樽屋藤左衛門製造の升を指定している。そして安永七年八月五畿内を含む西国三三国に、福井作左衛門による升改め(東国三三国は安永五年二月樽屋藤左衛門による)を触れ出している。

こうして各地を巡回する升改めや秤改めが実施された。この記

録も市域では「升御改帳」とか「分銅員数調」とかの表題で残されている。各村にはあらかじめ検査の日が知らされ、村にある升、秤が集められ、当日に一々検査された。例えば幕末期の上野村での升検査では村内の升七一個が点検を受けた。升の種類は一升(約五二%)・五合(三四%)・一合(一五%)の三種、村総戸数の約六四%を占める三六戸は一個だけ所持しており、所持していない家もあった(表15)。

**家と人別** 近世の人々は家を単位として位置づけられる。家を代表するのは家督を相続している男子で、**送り** 印鑑を持ち、村の構成員となる。印鑑は家に一つで判鑑帳に届け、諸証文に使用する。家長である夫が死亡すると、妻はたとえば「作右衛門後家」など夫の名を冠して記され、後継者が成長して家督を

相続すると二代目「作右衛門母」となる。領主側にとっては、家は年貢や夫役の賦課対象で、絶えてしまっ  
てはならないから、その維持のため規制を設けていた。「高拾石地面沓町歩より少に譲り分け候儀御停止」といういわゆる分地制限令をはじめ、奢侈を戒め、賭博打を禁じ、衣服は木綿に限定し、出奉公や旅行は届けさせるという類である。

こうした条目は、毎年五人組帳が調整される時、村役人から読み聞かされる(五人組帳前書)。五人組には組ごとに組頭が定められ、例えば訴訟などでは、この五人組頭や庄屋などが同伴して役所へ出頭するのが通例で、いわば家・組・村という共同体の枠のなかで生活していたといえる。

しかし生活の細々した内部まで規制することは不可能である。衣服は木綿と限っても、前記のように祝儀には絹織物が使われているといった例は多い。

またキリスト教の禁止から、人別改めが毎年少なくとも一回は行われ(宗門改帳)、婚姻などによる移動に

は「人別送り状」が「寺請け状」とともに受入れ村側に送られた。八部郡白川村の例で一部残存する近世後期の「人別送り状」からみると、入村の場合は撰津・播磨・淡路三カ国のうち、八部郡は一七カ村と兵庫津、菟原郡は一カ村、明石郡は一四カ村と明石、美濃郡は四カ村、多可郡一カ村、津名郡二カ村に、また出村の場合は撰津・播磨二国五郡二五カ村と兵庫・明石・大坂に及ぶ範囲での移動がみられる。もっともこうした範囲は村によってかなりの差があることはいうまでもない。

#### 村役人と

#### 家格

村内の家は、村形成の基本となった家とその他の家とには、村の年中行事特に神事・祭礼への参加や寄合の席次、村役人の決定などにおいて、差が存在していた。兵庫下庄（白川村など）の番頭家、山田庄の庄立ての家、池田村の家株、上津畑庄の株頭など、地域によって名称や慣例に相違はあるものの、その例としてあげられるであろう。

近世後期には、白川村でも番頭家による庄屋役の独占は維持できなくなって入札となり、山田庄では庄立ての家の衰微が進んで立て直しが必要になるなど、こうした役家と平百姓という村のなかの家格制のゆるみは、後期にはもはや覆うべくもなかった。

八部郡山田庄では庄内一三村の五一家が集まり、文化三年と文政五年（一八二二）の二度にわたり家の維持について協定している。署名者には芝、鶯尾、内田という姓がつけられており、各村の旧家、庄屋クラスであることがうかがえる。協定の趣旨は、これまで庄立ての家（庄の開発者の家の養子相続についてあまりに厳しすぎたために、断絶の憂き目にあう例も見られ、このままでは年々衰微して困るので、養子規定を緩めようというものである。

協定では、(1)分家は血筋が続いているので、子孫にいたるまで認める、(2)他所の者を養子に入れた家で二代目が中絶している場合、三代目に庄の者が相続すればその家を認める、(3)家名が続き子孫が絶えている家は、郷役家から養子を取れば組の末座とする、(4)家名と子孫ともに絶えていても、役家がその家を継げばこれも末座として認める、など家の維持に努めようとする姿勢に満ちており、わずかに出座を認めないのは身代限りになった家で、これは役家が跡式を買っても駄目だとしている。また男子相続人がいない場合、郷役人・無格百姓・よそ者からそれぞれ養子を取った時の惣庄・組への列座を決めているが、いずれも息子の代から惣庄への末座は許され、組への列座のみ三者で格差がある。これも大きな緩和措置であろう。家は婚姻か養子で継ぐほかになく、本来はもっと厳格に郷役家間でその保持を図りたいところであろうが、それではもはや維持できなくなっているのである。

村のなか 次に村のなかの家を、構造的な面からみることにしよう。表182は八部郡西小部村の農民四八名の家 をリストアップしたもので、年次は文化十一年である。持高つまり土地の所有規模別に並べてあり、屋敷は縦・横の間数が書かれている。両者を掛ければ屋敷地の坪数が出る。たとえば甚蔵家は一一〇坪というようである。

農家であるだけにさすがに広いが、小さいものは一〇、一二坪というものもあり、格差がうかがえる。田畑の持高と同様に、屋敷地にも広狭があった。棟数は屋敷地のなかの建物数で、三棟は本家と小家および土蔵で、二棟は本家と小家または土蔵、一棟は本家のみから成る。本家とは主たる居住家屋で、小家は納屋などの付属施設、土蔵は蔵である。

表 182 西小部村の農家 (文化11年(1814))

名前	持高	屋敷	棟数	家族・下人	牛
	石	間 間	棟	人	匹
	14.149	11×10	3	4	1
* 甚藏 門衛	13.551	9×7	3	8	1
勘右衛門 太夫	9.715	8×7	2	7	1
三郎右衛門 門衛	9.61	9.5×5	3	5	1
藤右衛門 門衛	9.373	8.5×5	3	4	1
* 治兵衛 太夫	9.310	9×6	3	6	1
喜郎太夫	8.871	8×7	3	3	1
半太夫	8.517	10×5	3	7	1
佐次太夫	8.049	10×3	3	6	1
清太夫	7.877	10×4	3	5	1
松太夫	7.724	9×5	3	6	1
* 彦兵衛 門衛	7.496	13×10	3	4	1
伊右衛門 門衛	7.437	14×10	3	6	1
長右衛門 門衛	7.202	7×5	3	5	1
虎右衛門 門衛	6.814	8×5	3	9	1
長太夫	6.355	6.5×5.5	3	5	1
梅松 門衛	6.306	10×6	3	3	1
庄右衛門 門衛	6.29	8.5×5	3	5	1
治郎太夫	6.204	5×3	2	4	1
安郎太夫	6.204	7×6	2	4	1
吉右衛門 門衛	5.985	8×5	2	3	1
宇七 夫	5.915	8×5	3	5	1
* 幾太夫	5.901	8.5×8	3	8	1
松五郎 夫	5.878	5×4	2	4	1
五郎太夫	5.821	5×3	2	3	1
徳右衛門 門衛	5.641	12×10	3	7	1
彦太夫	5.078	10×4	2	5	1
菊五郎 門衛	5.048	5×4	2	5	1
兵右衛門 門衛	5.03	4.5×4.5	2	4	1
忠右衛門 門衛	4.962	8×6.5	2	5	1
七太夫	4.339	5×3.5	1	3	
銀助 夫	3.864	5×4	2	6	1
七郎太夫	3.861	8×5	2	6	
多吉 夫	3.542	9×6	2	2	1
弥太夫	3.272	8×4	2	4	
次郎右衛門 門衛	2.714	5×3	2	6	1
庄太夫	2.655	5×2	2	4	
栄藏 門衛	2.515	5.5×4	2	1	
武太夫	2.008	10×7	2	6	1
市太夫	1.784	10×6	2	4	1
孫右衛門 門衛	1.732	7×5	3	6	
佐右衛門 門衛	1.73	6×4	1	1	1
九郎右衛門 門衛	1.612	5×3	1	1	
市郎太夫	1.484	5×3	1	6	
庄吉 夫	1.332	4×3	1	4	1
吉郎太夫	0.871	7×4	1	5	
本藏 門衛	0.56	6×3	1	5	1
市郎右衛門 門衛	0.462	4.5×3.5	1	1	

(注) \*は村役人。  
資料:「内田家文書」

この表からはこれ以上、家の様子はわからないが、明治初年の頃の八多中村の史料には図面が付いていて家屋の構造がもう少しわかる。

それによれば本家一棟のみの家屋は図49のAで、小家がついて二棟になるとBとなる。Aでは家族が住むので精一杯だろうが、Bでは牛を飼うこともできる。さらに蔵がついて三棟になるとCで示すように家屋の配置は多彩で、正確には三棟以上の家屋がある。有力農民の場合には血縁家族のほかには数名の奉公人もこうした屋敷地内に住むことがある。建物はさらに土間と床の区別が示されているが、土間の割合が大き

第七節 農村の生活と文化

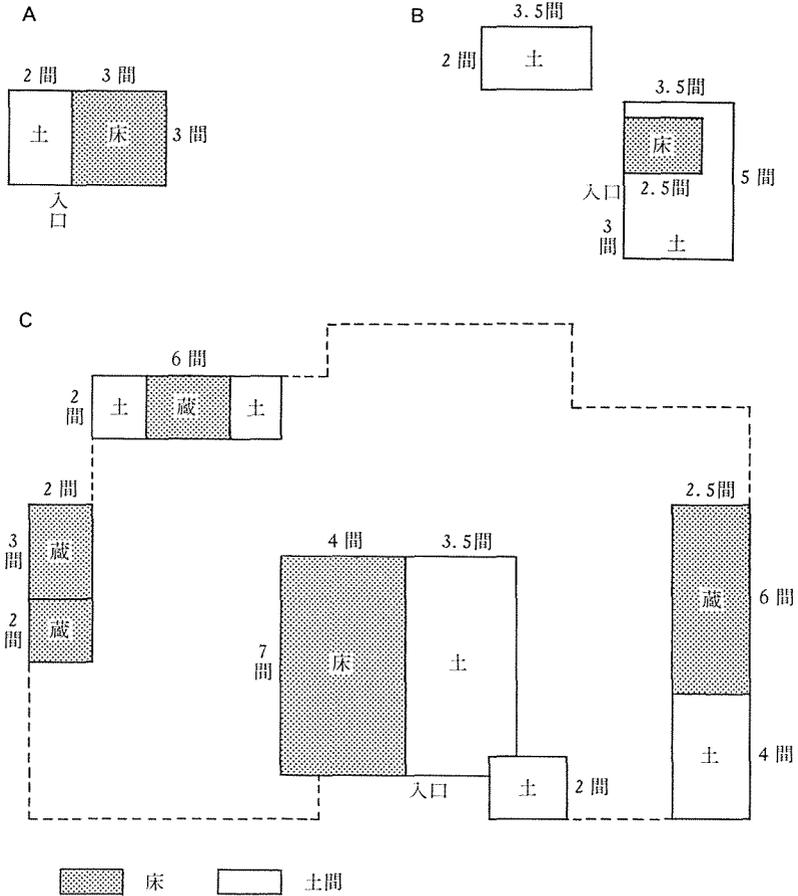


図 49 農家の三類型

い。床は板敷きもしくは畳敷きであっただろう。またほとんど藁屋根であるが、蔵には瓦葺きが多いのも特徴的である。